

令和3年度（2021年度）

第3回熊本県公契約に関する条例検討委員会

日時：令和4年（2022年）1月14日（金）
午後3時30分～（1時間30分程度）
場所：熊本県庁 本館5階 審議会室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 条例の素案について

熊本県公契約に関する条例（素案）

資料1

熊本県公契約に関する条例素案の内容について

資料1-2

（参考）公契約条例素案（たたき台）への意見と対応

資料1-3

(2) その他

公契約条例策定に係るスケジュール

資料2

3 閉会

第3回熊本県公契約に関する条例検討委員会 出席者名簿

【委員】

委員長	弁護士	わたなべ えみ 渡辺 絵美
委員長代理	熊本県立大学総合管理学部 准教授	いでら みほ 井寺 美穂
委員	熊本県経営者協会 会長	あきおか ひろのぶ 秋岡 廣宣 (代理)専務理事 いわなが ひでのり 岩永 秀則
委員	熊本県建設産業団体連合会 会長	どい たけし 土井 建
委員	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長	ともだ たかゆき 友田 孝行

【事務局（熊本県）】

	会計管理者	手島 和生
出納局 管理調達課	課長	枝國 智一
	審議員	花村 陽子
	主幹	野村 理菜
	参事	須田 英嗣
	参事	大石 加奈子
	主事	石井 匠
商工労働部 労働雇用創生課	審議員	飯塚 暁子
土木部 監理課	課長	森山 哲也
土木部 土木技術管理課	課長	桑元 伸二

熊本県公契約に関する条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 熊本県が締結する公契約に関する条例の制定に向けて、専門的な見地からの意見を求め、検討するために、熊本県公契約に関する条例検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公契約に関する条例の制定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、5人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 労働者団体の代表者

3 委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させ、意見を述べることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、熊本県出納局管理調達課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）6月25日から施行する。

熊本県公契約に関する条例検討委員会委員

氏名	職名
秋岡 廣宣	熊本県経営者協会 会長
井寺 美穂	熊本県立大学総合管理学部 准教授
土井 建	熊本県建設産業団体連合会 会長
友田 孝行	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長
渡辺 絵美	弁護士

第2回熊本県公契約に関する条例検討委員会 概要

1 日 時 令和3年(2021年)10月29日(金) 午前10時から午前11時まで

2 場 所 熊本テルサ 2階 ひばり

3 出席者

【委員】 渡辺委員長、岩永代理、井寺委員、土井委員、友田委員

【県】 手島会計管理者

(管理調達課) 枝國課長、花村審議員、野村主幹、大石参事 他

(労働雇用創生課) 中川課長

(監理課) 森山課長 他

(土木技術管理課) 桑元課長

4 概 要

- 提示した条例の素案のたたき台の内容について、おおむね了承。
- 次回は、素案を検討する。事務局は、以下について先行県の状況確認のうえ、庁内で検討し、素案をまとめて提示する。
 - ・ 指定管理者制度を対象とするか
 - ・ 取組方針策定時の有識者・関係団体等の意見聴取に係る、条文の表現

【主な御意見】

(1) 条例素案のたたき台について

- 「4 県の責務」については、もう少し踏み込んだ重い表現をしたらよいのではないか。(井寺委員)
- 「7 推進体制(2) 意見聴取等」については、県の独自性として「事業者等と協力をしていく場」というような表現にしてはどうか。本県の特徴がより生かされるのではないかと思う。(井寺委員)
- 基本理念は根幹で、細かい部分については取組方針で見ていくということで、全般的にはこれでいいかと思う。(岩永代理)
- 取組方針の策定にあたって、意見の聴取を行うことが、条文に明確に現れていないため、どのようにするのか検討いただければと思う。(渡辺委員長・井寺委員)

(2) 取組方針のイメージについて

- 例えば、労働環境の判定をするとした場合、その判定材料の取扱いについて各業種でも様々な問題を抱えていると思うので、十分打合せのうえ進めていただきたい。(土井委員)

(3) 条例素案のたたき台及び取組方針のイメージについて

- 基本理念のどこにポイントをおいて取組方針として定めていくのが重要と感じる。条例の基本理念で詳細に記載されていない事項でも、取組方針で触れていく必要がある部分もあると思う。何をもちて何を評価するのか等、取組方針で紐づけができるような形であれば、県が考えている年1回程度の会議体での意見聴取ということでも良いと思う。(友田委員)

(4) その他

- 新聞に掲載されていたが、飲食業、宿泊業だけでなく、イベントを請け負う事業者も非常に厳しい状況ある。県でもイベントの委託事業があると思うが、選定の際には、地元の事業者に優先的に依頼するというようなことなども考えていただきたいと思う。(岩永代理)

【今後のスケジュール】

本日の御意見を踏まえて、条例の素案を作成し、第3回検討委員会で協議
(1月の開催を予定)

熊本県公契約に関する条例（素案）

1 目的

この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにし、契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図るとともに、県及び事業者等が相互に協力することにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) **公契約** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきものをいいます。
- (2) **事業者** 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいいます。
- (3) **事業者等** 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいいます。

3 基本理念

- (1) 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならないものとします。
- (2) 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、より質の高いものとするため、経済性に配慮しつつ、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容のものでなければならないものとします。
- (3) 公契約は、以下により、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備や活力ある地域経済の振興に資するものとします。
 - ① 公契約は、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じたものでなければならないものとします。
 - ② 公契約は、その目的及び内容に応じ、事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組が勘案されたものとします。
 - ③ 公契約は、その目的及び内容に応じ、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会を確保するよう努めるとともに、事業者が行う県産品の利用促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組が勘案されたものとします。
- (4) 公契約は、その目的及び内容に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動、その他持続可能な社会の実現に資する取組が勘案されたものとします。

4 県の責務

県は、3の基本理念にのっとり、条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有するものとします。

5 事業者等の責務

(1) 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならないものとします。

(2) 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとします。

6 事業者等との協力

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するものとします。

7 推進体制

(1) 県の取組方針

① 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとします。

② 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な事項を定めるものとします。

(2) 意見聴取等

県は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他この条例に関する重要事項について、学識経験者及び関係団体等の意見の聴取等を行うものとします。

8 指定管理者の選定等

県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとします。

9 その他

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定めるものとします。

10 施行期日

この条例は、令和 年（ 年） 月 日から施行します。

熊本県公契約に関する条例素案の内容について

1 目的

この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにし、契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図るとともに、県及び事業者等が相互に協力することにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

【趣旨】

この条例を制定する目的を定めるもの。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきものをいいます。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいいます。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいいます。

【趣旨】

この条例で用いられる用語を定義するもの。

3 基本理念

- (1) 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならないものとします。
- (2) 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、より質の高いものとするため、経済性に配慮しつつ、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容のものでなければならないものとします。
- (3) 公契約は、以下により、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備や活力ある地域経済の振興に資するものとします。
- ① 公契約は、公契約の履行に係る**業務**に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じたものでなければならないものとします。
 - ② 公契約は、その目的及び内容に応じ、事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組が勘案されたものとします。
 - ③ 公契約は、その目的及び内容に応じ、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会を確保するよう努めるとともに、事業者が行う県産品の利用促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組が勘案されたものとします。
- (4) 公契約は、その目的及び内容に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動、その他持続可能な社会の実現に資する取組が勘案されたものとします。

【趣旨】

条例を適切に運用し、取組を進めるうえでの基本的な考え方を定めるもの。

4 県の責務

県は、3の基本理念にのっとり、条例の目的を達成するために必要な取組を推進する**責務を有する**ものとします。

【趣旨】

この条例の目的を達成するための県の役割を定めるもの

※ 先行県では、以下のような内容を規定しているところもあるが、本県では具体的には「取組方針」で定める。

- (例) ○適正な予定価格の設定 ○適正な契約期間の設定
 ○適切な事業者の選定方法の選択 ○低入札価格調査制度 等

5 事業者等の責務

- (1) 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならないものとしします。
- (2) 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとしします。

【趣旨】

この条例の目的を達成するために事業者等に求められる役割を定めるもの
※公契約に関わる者として、「事業者等」で整理。

6 事業者等との協力

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するものとしします。

【趣旨】

県と事業者等が協力して県の施策を推進していくことについて定めるもの。

7 推進体制

- (1) 県の取組方針
- ① 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとしします。
 - ② 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な事項を定めるものとしします。

【趣旨】

取組方針を定め、関係機関と連携して進めていくことについて定めるもの。

(2) 意見聴取等

県は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他この条例に関する重要事項について、学識経験者及び関係団体等の意見の聴取等を行うものとします。

【趣旨】

取組を進めるにあたっては、有識者の御意見を参考にすることについて定めるもの。

※ 学識経験者、関係団体等による会議体を要綱で設置することを想定。

【参考】

意見聴取等に係る会議体について（案）

公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、取組方針、その他公契約条例に関する重要事項について、学識経験者や関係団体等からの意見聴取及びそれらとの意見交換等を行う。

会議体のメンバーは、学識経験者、事業者団体、労働者団体を想定。

8 指定管理者の選定等

県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとします。

【趣旨】

公の施設の管理を指定管理者が行う場合も、この条例の趣旨を踏まえて行うことについて定めるもの。

【参考】○ 指定管理者制度…

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

○ 契約の締結…

地方自治法第 234 条第 1 項

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

※ 指定管理者の指定について

指定管理者の指定の手続きは、法律で定められているところですが、本来、地方公共団体が有している公の施設の管理権限を「指定」という行為によって、法人その他の団体に行わせることとなることから、「指定」は、行政上の行為であって、対等の地位において締結する「契約」ではないと解されています。

一方、自治法第 234 条は、地方公共団体が私人と対等の地位において締結する契約について規定したものであり、指定管理者の指定については、同条の適用はないものと考えられます。

出典：地方自治制度研究会編「地方財務実務提要」（ぎょうせい）第 3 巻 P7442）

9 その他

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定めるものとします。

(参考) 公契約条例素案(たたき台)への意見と対応

	該当箇所	意見・理由 等	対応	修正前(たたき台)	修正後(素案)
1	4 県の責務	【井寺委員】 もう少し踏み込んだ重い表現をしたらよいのではないかと。 ※「責務を有する」というような少し強い表現(沖縄県の例)で県の取組姿勢を表すとよいのではないかと。	御意見の内容を踏まえ、素案のとおり修正します。	県は、3の基本理念にのっとり、条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとします。	県は、3の基本理念にのっとり、条例の目的を達成するために必要な取組を推進する 責務を有する ものとします。
2	7 推進体制 (2)意見聴取等	【井寺委員】 県の独自性として「事業者等と協力をしていく場」というような表現にしてはどうか。本県の特徴がより生かされるのではないかとと思う。	「7(2)意見聴取等」は、「事業者等と協力をしていく場」ではなく、取組方針や条例に関する重要事項について、県が参考とするために意見聴取及び意見交換を行う場(PDCAのC)と考えています。「6事業者等との協力」に関する個別の具体的な対応については、別のスキームで検討し(PDCAのDとA)、取組方針の中に取り込んでいきます(PDCAのP)。 「意見聴取等」については、より明確にわかりやすい内容とするため、素案のとおり修正します。	県は、 公契約に関して適切な運用を図り、持続可能な社会の実現に向けて公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため 、学識経験者及び関係団体等の意見の聴取等を行うものとします。	県は、 この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他この条例に関する重要事項について 、学識経験者及び関係団体等の意見の聴取等を行うものとします。
3	7 推進体制 (2)意見聴取等	【渡辺委員長・井寺委員】 取組方針の策定にあたって、意見の聴取を行うことが、条文に明確に現れていないため、どのようにするのか検討いただければと思う。	御意見の内容を踏まえ、「意見聴取等」について、より明確にわかりやすい内容とするため、素案のとおり修正します。	2と同じ	2と同じ

	該当箇所	意見・理由 等	対応	修正前(たたき台)	修正後(素案)
4	【追加】 8 指定管理者の選定等	【岩永代理・井寺委員】 指定管理は、住民サービスとして、利用者対応、施設管理等を行うものであり、対象としていいのではないか。 ※第1回検討委員会での御意見	指定管理者の指定は契約ではないと解されてはいますが、公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合も、この条例の趣旨を踏まえて行うこととし、素案のとおりとします。		<u>県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとし、</u>

※ その他の修正

	該当箇所	修正前(たたき台)	修正後(素案)
1	2 定義	(この条例に必要な定義を定める。)	<u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、</u> <u>(1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が 締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきものをいいます。</u> <u>(2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいいます。</u> <u>(3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいいます。</u>
2	3 基本理念 (3)①	公契約は、公契約の履行に係る <u>作業</u> に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じたものでなければならぬものとし、	公契約は、公契約の履行に係る <u>業務</u> に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じたものでなければならぬものとし、

公契約条例策定に係るスケジュール

R3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会等					検討委員会① ※構成		検討委員会② ※たたき台			検討委員会③ ※素案		
				庁内会議①		庁内会議②			庁内会議③			

R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内作業等	パブリックコメント		法令審議会 資料提出		法令審議会	議案上程 議決						
									・周知・広報・取組方針の検討ほか、施行準備			R5 4月・条例施行

【公契約条例素案について】

- 今後、県の法令関係の所管課等と文言等を調整します。また、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて文言等を修正することもあります。
- 大きな変更等が必要となった場合は、委員の皆様にご相談します。